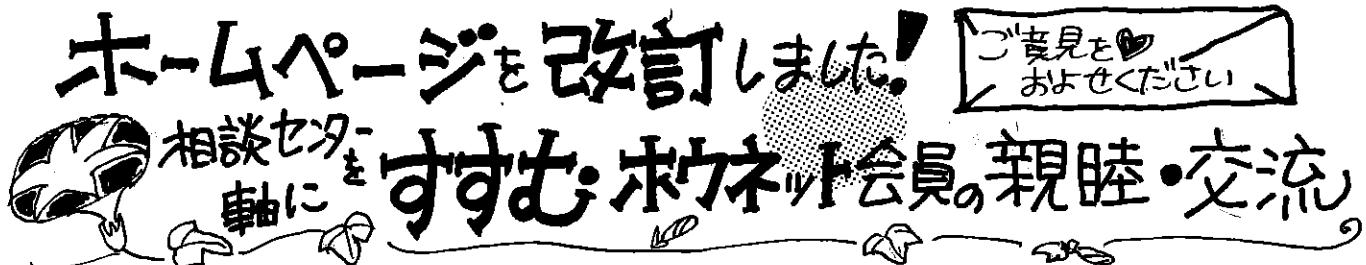


くらし支える相談センターニュース 第36号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail : kurashi.soudan@gmail.com 2018年8月21日発行



「会員」「会員の紹介」「知人から知った」「インターネットで見た」などでの電話相談が多くなっています。会員、諸団体へ定期的な宣伝するなど、工夫が必要です。

もう一つの工夫として「インターネットの活用」があります。例えば「川崎くらしの相談センター」では、相談件数が毎月20件以上あるのですが、インターネットがよく管理され、相談事例、ニュースなどが整備されていることも大きな理由となっているようです。

くらし支える相談センターも、ホームページを改訂してみました。今後、新たな情報をどう継続して掲載していくかが課題です。ご意見をお寄せください。

相談件数の伸び悩みはありますが、ホウネット会員の親睦交流、同好会などの活発化がすすみ、センターもよく利用され、ホウネットがめざした「相談センター設置」の目的が目に見えるようになってきました。相談センター利用団体の交流会も検討中です。

最近の相談から

相談事例をおじらせします

相談内容

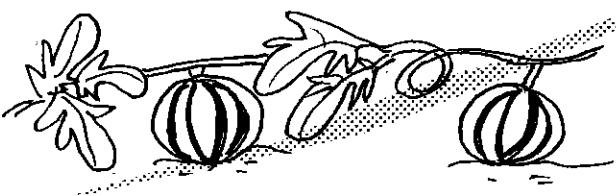
男性は中学生の父親。子どもが地域の野球クラブに所属。合宿でご飯3杯食べられなかった9人の子供が6時間正座させられた。

その場には、自分も含め多くの親が居合せたが、子どものことを考え何も言えなかった。クラブには上部組織に意見箱があり、男性は体罰を訴える投書をした

しかし親の中では賛否両論があり、自分の行為の善し悪しに悩んでいる。他の人の意見を聞きたいと思い、妻に内緒で電話した。

相談対応

6時間正座は体罰に等しいのでは。食事を無理矢理摂ることも体に支障をきたす恐れがあるので。指導者に非が



あり、投書行為は当然だと答える。

相談者から「それを聞いて安心した、今後何かあったらまた電話したい。」

少々長めだったが、電話は切れた。

こうした事例、相談センターにはよくかかってきます。その度に丁寧に対応、「なんでも相談ならでは」の役目を果たしています。



法務省（やそれに似せた）の名前の差出人からの、架空請求による詐欺事件が増えています。

(裏面へ続く)

「裁判取り下げ最終期日」「差し押さえを強制的に執行」などと不安をあおって、本人に書かれている電話番号等に連絡させ、連絡を受けると取り下げ費用だ、弁護士等の紹介費用だと称して、プリペイドカードなどを利用させて金銭をだまし取るという手口のようです。

実は最近、私、山内宛てにもそのハガキがきました。どんな名簿を使っているのかは謎ですが、誰にでもくる可能性があるということでしょう。

しかし、本物の裁判所や法務省の関連機関から、民事裁判に関して突然、メールやハガキが届くことはありません。ですから、ハガキに書かれている電話番号等には、絶対に連絡してはいけません。無視してください。

それでも、変なハガキが来て不安になつたら、お気軽に弁護士に相談してくださいね。（弁護士 山内益恵）

緊急課題！ 地域ネットワークがすすめる 学習支援

7月11日に「寺子屋学習塾」学習会を開催、参加者は20人でした。基調報告者は本田直子さん。

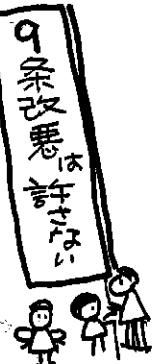
報告は「生活困難家庭の子どもたちの学習支援で見えてきたもの」として7点上げ、そのなかでも最近言われるようになった「ヤングケアラー」（きょうだいの面倒、家事手伝い）がリアルに語られ、参加者の関心を集めました。

また報告は、学習支援を要する最大の背景は悪しき政治・経済にあるが、その解決を待つことなく、地域ネットワークの力で直面する問題解決をすすめることも緊急課題、と提言しました。

草の根憲法うんどう 定例宣伝行動

●とき 9月3日（月）
10月1日（月）
11月1日（木）

声をあげつけよう



いずれも18時～19時

●ところ 大曾根駅

ご参加ください

憲法セミナー

参加費
無料

●とき 9月28日（金）18時半～

●ところ 北生涯学習センター

●講師 三宅裕一郎日本福祉大教授

●内容 9条の平和主義の意義

北東アジアの平和

ASEAN体制について

わいわい子ども食堂			
9/5	10/3	11/1	12/5
あじまわいわい食堂			
9/2	10/6	11/10	12/8

たまり場 なより涼

◆ドラゴンズを応援する会

9月7日 広島カープ

◆郷土史研究会

毎月第3木曜日 10時～

◆映画を観る会 10月17日（水）

ヒトラーの忘れ物

◆平和構想学習会

8月27日 ASEANについて

チューターは長谷川弁護士

くらし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営。市民の皆さん暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

<相談センターのホームページ>

www.kurashi-soudan.info/

<相談センターのブログ>

ameblo.jp/kurashisoudan/